

「The City 姫路市役所前」に係る協議内容

1. 申出の内容

計画の名称	The City 姫路市役所前	
行為の場所	姫路市安田四丁目 25 番	
申 出 者	住所 神戸市中央区磯辺通四丁目 1 番 38 号	
	氏名	シティハウス株式会社 代表取締役 土井 将樹
代 理 者	住所 姫路市町田 166-6	
	氏名	株式会社ヒラヤマ 代表取締役 平山 忠司
設 計 者	住所 姫路市飾東町庄 19-7	
	氏名	株式会社 建築設計フジモト
都市計画の 地域地区等	(用途地域) 商業地域 (その他) 準防火地域、駐車場整備地区 (基準容積率) 400% (基準建ぺい率) 90%	
景観計画の 区域区分	駅南大路地区	
行為の期間	(着手予定日) 平成 29 年 12 月 15 日 (完了予定日) 平成 30 年 2 月 15 日	
行為の概要	種 類	建築物
	用 途	貸店舗及び貸事務所
	行 為 区 分	色彩の変更
	敷 地 面 積	74.48 m ²
	建 築 面 積	65.22 m ²
	延 べ 面 積	298.24 m ²
	階 数	地上 5 階
	構 造	鉄骨造
	高 さ	19.8m
	仕 上 材 料	(外壁等) ①レンガタイル張り ②フッ素塗料塗替え (屋 根) ③ウレタン塗膜防水
	色 彩	(外壁等) 色相 10R 明度 4.0 彩度 4 (①) 色相 10YR 明度 9.0 彩度 1 (②) 色相 7.5YR 明度 7.0 彩度 4 (②) 色相 2.5YR 明度 9.0 彩度 4 (②) (屋 根) 色相 N 明度 5.0 彩度 — (③)
	屋外広告物	西側壁面広告物 カルプ文字 23t 表面シート張り 東側壁面広告物 アルミ複合板切文字

完成予想図

(昼間)



(夜間)



※この完成予想図は、協議の参考とするためデザイン事前協議申出書に添付されたイメージパースであり、確定した図面ではありません。

2. 協議の経過及び内容

- (1) デザイン事前協議の申出年月日

平成29年9月15日

- (2) 景観・広告物審議会デザイン部会の開催年月日

平成29年10月2日

- (3) 市の意見書の送達年月日及び内容

平成29年11月29日

〔市の意見〕

① 外壁の色彩について

基調となる外壁色については、過度に明るくならないようにするとともに、外壁に使用する他色との明度差及び彩度差が大きくならないようにし、隅切り部の外壁の色彩については配色についても考慮し、周辺景観や建物全体との調和に配慮して下さい。

② 屋上のLED照明について

屋上のLED照明について、けばけばしい色、急激な動き及び急速な点滅は控えるとともに、まぶしくならないよう夜間における周辺景観との調和に配慮して下さい。

③ 広告物について

今回の色彩の変更に合わせて、既存の突出広告物を自主的に撤去することについて評価するとともに、新たに広告物を掲出する際は、内貼広告物や壁面広告物の掲出を控え、1階に集約し整理するなど周辺景観や建物全体との調和に配慮して下さい。

- (4) 事業者からの回答書の提出年月日及び内容

平成29年12月4日

〔意見書に記載された事項に対する回答〕

① 外壁の色彩について

基調となる外壁色について、過度に明るくならないように明度を下げるとともに、隅切り部の外壁色については、明度を上げ彩度を下げることにより基調色とのコントラスト（明度差及び彩度差）が小さくなるよう配色し、周辺景観や建物全体との調和に配慮します。

② 屋上のLED照明について

屋上LED照明については電球色のみを使用し、急激な動きや急速な点滅は行わず、眩しくならないよう夜間における周辺景観との調和に配慮します。

③ 広告物について

壁面にビル名及びビル所有者名の広告物を掲出しますが、周辺景観や建物全体との調和に配慮したものとするとともに、ビル入居テナントの広告物については、内貼広告物や壁面広告物の掲出を控え、1階エントランス内部のフロアインフォメーション盤に掲出するなど集約し整理を行い、周辺景観や建物全体との調和に配慮します。

(5) 協議の終了年月日及び協議結果通知書の内容

平成29年12月5日

〔協議結果〕

① 外壁の色彩について

基調となる外壁色について、過度に明るくならないよう明度を下げるとともに、隅切り部の外壁色については、明度を上げ彩度を下げることにより基調色とのコントラストを小さくし、周辺景観や建物全体との調和に配慮することが示された。

② 屋上のLED照明について

けばけばしい色の使用や急激な動き及び急速な点滅は行わず、眩しくならないよう夜間における周辺景観との調和に配慮することが示された。

③ 広告物について

壁面にビル名及びビル所有者名を掲出するが、周辺景観や建物全体との調和に配慮したものにすることが示され、内貼広告物やその他の壁面広告物の掲出は控え、1階に集約・整理を行い周辺景観や建物全体との調和に配慮することが示された。